

Q 1 : (ア) 2014 年ころの事業説明会の中で、J R 東海は以下のように説明したと記憶します。

(1) トンネルの深さが 5m 以下の場所については用地を取得する。

(2) 5m から 30m までの深さの場合は、区分地上権を設定し補償を行う。

(3) 30m より深い部分の場合は、地域ごとの説明会などで説明して了承してもらう。

(意味内容としては、地下にトンネルを掘ることについて個々の土地所有者に対して承諾を  
求めることはしない)

(4) 地下 30m より深いところをトンネルが通過する部分について地上の中心線測量は行わない。

飯田市としての認識も以上のとおりでしょうか？または、現在までに、J R 東海の説明で変更があつたでしょうか？

A 1 : 飯田市として現在認識していることについては以下のとおりです。

(1) トンネルの深さが 5m 未満の場合は、その土地をお譲りいただく。

(2) 深さが 5m 以上 30m 未満の場合は、土地をお譲りいただくことなく区分地上権を設定させていただく。この場合、その土地の利用が妨げられる程度に応じて補償を行う。

(3) 30m より深い部分は、地域ごとの説明会などで説明を行う。個々の土地所有者に対して承諾は求めない。

(4) 地下 30m より深いところをトンネルが通過する部分について、中心線測量は行わない。

Q 2 : (イ) 飯田市として、「30m」という数字の法律的な根拠について、どう理解していますか？(30m という数字を定めた法律などがあると認識しておられますか？)

A 2 : 30m という数字を定めた法律はないが、整備新幹線等の他の公共事業の事例も踏まえ、深さが 5m 以上 30m 未満の場合は、区分地上権設定を行うと JR より聞いており、飯田市としてもそのように理解している。

Q 3 : (ウ) 風越山トンネルの工事が行われる上郷黒田地区などの地域は、「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」の適用範囲ではないし、このトンネルに関して、J R 東海は国交大臣から「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」の適用の認可は受けていない。飯田市はこのように認識していますか？

A 3 : 「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」の対象地域は同法 3 条に基づき、政令で定められた対象地域であるが、上郷黒田地区などの地域は含まれていないと認識している。また、当該地域の大深度地下使用の認可申請は行っていないと J R 東海から聞いている。